

答申第13号
平成24年3月14日

秦野市教育委員会教育長 内田賢司 様

秦野市情報公開・個人情報保護審査会
会長 玉巻弘光



学校警察連携制度の実施に係る個人情報の取扱いについて（答申）

本年2月1日に提出されました諮問第15号「学校警察連携制度の実施に係る個人情報の取扱い（個人情報の本人外収集及び本人外提供を行うこと並びに本人外収集後及び本人外提供後の本人への通知の一部を省略すること）」について、諮問案件説明資料に基づき慎重に審議した結果、次の附帯意見を付したうえで、秦野市個人情報保護条例の規定に照らし、支障はないとの結論に達しましたのでその旨を答申いたします。

（附帯意見）

- 1 個人情報保護の重要性に鑑み、学校警察連携制度（以下「相互連携」という。）の実施に当たっては、諮問案件説明資料3「学校と警察との相互連携に係る協定書（案）」第1条に記載の目的（児童・生徒の健全育成、非行防止及び犯罪被害防止を図ること）を逸脱することのないようにするとともに、相互連携に係る情報は同協定書（案）第6条に定めるところに従い、厳格に限定し、かつ、慎重に取り扱うこと。
- 2 児童・生徒の人権を尊重する観点から、相互連携に伴う個人情報の本人外収集及び本人外提供の具体的な方法その他の実施方法について、実施要領等を定めて明確にするとともに、その内容を教育委員会の責任において全ての小・中学校に対して徹底すること。
- 3 相互連携に係る個人情報の収集・提供については具体的かつ詳細に記録し、相互連携制度の実施の適正について随時検証するとともに、定期的に本審査会に対し実施状況報告を行うこと。